第 6429 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 4月 28日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

交際費に含めなくてよい費用

Ｑ：交際費なのに交際費に含めなくてよい費用があるそうですが、どんな費用ですか？

Ａ：次の費用は、交際費に含めなくてよいこととされています。

【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいますが、次の費用は交際費等から除かれます。

①専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

②飲食その他これに類する行為（飲食等という）のために要する費用で、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5,000円以下である費用

ただし、一定の書類の保存が必要です。

③カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他のこれらに類する物品を贈与するために通常要する費用

④会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用

⑤新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】